(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 24日

島根県知事 丸山 達也 殿



提出者

住 所 島根県松江市春日町636番地 氏 名 カナツ技建工業株式会社 代表取締役 金津 任紀 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0852-25-5555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	カナツ技建工業株式会社
事	業場の所在地	松江市春日町636番地
計	画 期 間	令和5年4月1日~令和6年3月31日
当詞	亥事業場において現に行	っている事業に関する事項
	①事業の種類	総合建設業
	②事業の規模	1 1 1 億円
	③ 従 業 員 数	284人
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	建設工事から発生する産業廃棄物について、処理内容を確認して 収集運搬及び処分業者に委託して適正処理を行う。

(日本工業規格 A列4番)

産業	達廃棄物の処理に係る管理	理体制に関する事項		
	(管理体制図)			
	別紙のとおり			
		and the same		
産業	養廃棄物の排出の抑制に		and which the second of the second	> 10
		【前年度(令和5年度	三)実績】 別紙のとま	3 9
		産業廃棄物の種類	_	
		排 出 量	— t	— t
	① 現状	(これまでに実施した	上取組)	
		 【目標】 別紙のと	ニおり	
		産業廃棄物の種類	_	
		排 出 量	— t	t
		(今後実施する予定の) D取組)	
	② 計画	(,),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	. ,	
産	業廃棄物の分別に関する 「	事項		
	①現状	(分別している産業) 別紙のとおり	軽棄物の種類及び分別に	関する取組)
	②計画	(今後分別する予定の 別紙のとおり	の産業廃棄物の種類及び	分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再	手生利用に関する事項		
	【前年度(令和5年度)	実績】	
	産業廃棄物の種類	_	_
① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	— t
95.1 0	(これまでに実施した取・特に実施していない)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取 ・実施予定なし	双組)	
自ら行う産業廃棄物の	 中間処理に関する事項		
1 9 11 7 11 XXXX 122 XX	【前年度(令和5年度)		
	産業廃棄物の種類	_	_
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
① 現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した耳・特に実施していなV		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	_
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
② 計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定のE・実施予定なし	取組)	

自ら行う産業廃棄物の埋立	Z処分又は海洋投入処分に関	する事項	
	【前年度(令和5年度)	実績 】	
	産業廃棄物の種類	_	
① 現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—t	— t
	(これまでに実施した取) ・特に実施していない	組)	
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_	
	自ら埋立処分又は		
② 計画	海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取 ・実施予定なし	組)	
産業廃棄物の処理の委託	 こ関する事項		
	【前年度(令和5年度)実績】 別添1の	とおり
	産業廃棄物の種類	全品目	_
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
① 現状	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取・委託基準に従って、 選定し、書面による	産業廃棄物の処理委託	モできる業者を

(第5面)

	【目標】 別添2のと	:おり	
	産業廃棄物の種類	全品目	
	全処理委託量	— t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	—t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	— t
② 計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	t
)取組) ノ、処理業者と適正な委託 である廃棄物は、再生利用	
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

1. 会社の概要		
(1) 会社名	カナツ技建コ	
(2) 資本金	1億円	- Nichter Applie
(3)従業員数	284 名	
2. 当該事業所において現に	 _行っている事	兵業の概要
(1)従業員数	284名	
(2) ベッド数(医療機関等)		d
(3) 製造品出荷額等		
又は	110 億円/	年
元請完成工事高		
(4)製造又は工事概要	;	道路改良、河川改修、橋梁架設、下水道、土地造成、 浚渫、港湾建設、汚水処理施設、公共建築など 建築工事、宅地造成、リフォームなど
(5) 製造等フローシート		
(6)工場等配置図		
(7)建設工事請負実績	107 億円	
(8)事業展望	工事はリフォーム	ついては回復基調が予想される。また、建築(民間) 等の分野の拡大も想定され民間設備投資の伸長も期 全体としては減少基調に推移するとみている。
(9)廃棄物発生フロー図		
(10)作成処理計画	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物 双 方
	所属部署	総務部
(11)連絡先	電話番号 ファックス	0852-25-5555 0852-27-1207
	担当者	加藤 将文
3. 計画期間	令和6年4月	11日~令和7年3月31日

4. 処理にかかわる管理体制に	関する事項
(1) 廃棄物処理に関する管 理組織図	組織全体としては、IS014001 の認証取得に伴い、環境管理規定を制定し、廃棄物処理手順を明確にして、運用管理を行っている。
(2) 産業廃棄物処理責任者 氏名	工事現場管理組織にあわせて実施。
(3) 廃棄物処理施設技術管 理者氏名	工事現場管理組織にあわせて実施。
(4)教育・研修	発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する 留意事項を整理し、従業員に対し定期的に教育・研修を行う。 (安全衛生教育、IS014001 自覚教育等)
(5)情報公開	廃棄物処理に関する信頼性を確保する為、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報公開に努める。

5. 廃棄物の処	理に関する事項
(1)管理方 針	①産業廃棄物の適切な処理を確保する為、関連する法令、その他の規則を遵守すると共に、行政の環境政策に協力する。 ②産業廃棄物の処理責任が排出事業者にあることを十分認識し、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し管理する。 ③発生量の抑制、減量化、再利用等、最終処分量の削減について、数値目標及びその達成時期を定め見直しを行う。
(2) 具体的 取組み	廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また関連会社にも必要な 指導を行う。 a 発生抑制 ・設計及び施工段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を 採用する。 ・原材料の効率的な利用により産業廃棄物の発生を防ぐ。 b 循環使用(再使用、再利用) ・作業所内で資材を繰り返し使用する。 ・廃棄物の分別を徹底し、有用なものは再生利用を推進する。 ・廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。 ・建設リサイクル法及びその基本方針に基づき分別解体を実施し、建設資 材の再資源化を図ることにより埋立処分量の削減を図る。 c 減量化 ・脱水、乾燥、焼却等の中間処理の推進により最終処分場への埋立量を削 減する。 d その他 ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。 ・特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。
(3)廃棄物 委託処理 の状況	別添 参照
(4)目標の 設定	廃棄物の排出抑制、分別、再生利用、処分に関する目標及び具体的取組みに ついては、各項に定める。
(5)情報の 収集・管 理	廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報収集を行い、各部署へ情報 提供を行う。これらの情報は部門長が責任を持って部所属の社員に伝達す る。また、廃棄物に関する講習会に積極的に参加する。
(6)中長期 的課題	① ISO14001の認証取得したことに伴い、管理・監査システムの導入により管理状況を監視・測定する。② 自主管理規定の作成や、自主基準を設定し、環境管理レベルを上げる。③ 再生品の利用や環境負荷の少ない製品の購入(グリーン購入)に努める。
(7) 廃棄物 処理施設 の設置状 況	当社では現在産業廃棄物処理施設は所有していないが、建設廃棄物の再生 利用を図る為に中間処理施設を共同で建設するなど、業界として中間処理、 再生利用の促進を検討する。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書(別添1)

		ellα	計画	0	鈱	施	状況								
産業廃棄物の種類	明田世	自ら直接	自己直接埋立	自ら中間処理	のうち	自ら中間処理	自ら中間処理	自ら中間処理	自ら中間処理 した後白ら埋ひ処	直接及び自ら			+ + +		
		再生利用した量	処分又は海洋投	した量			により減量した量	り減量した量 した後再生利用	分叉は海洋投入	中間処理した後の	コ ¥ 巽 季	よる区分			優良認定処理業者
九	(t)		(t) 入処分した量 (t)	(£)	£	Đ.		(t) した量 (t)	(i) M (ii)	処理委託量 (t)	再生利用業者への 処理委託量(t)	熱回収認定業者 への処理委託量(t)	熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量 (t)	その他の処理業者 への処理委託量(t)	への処理委託量(t)
コンクリートがら	701	0	0	0	0	0	0	0	0	701	701	0	0	0	151
アスコンがら	1.600	0					0	0		-					121
その他がれき類	891	0					0	0							m
ガラスくず・陶磁 器くず		0	0		0	0	0	0	0		0	0			-
廃プラスチック 類	58		0	0	0	0	0	0	0	58	0	0	0	58	10
金属くず	2		0 0	0	0	0	0	0	0		2	0	0	0	2
混合(安定型)	20		0 0	0	0	0	0	0	0	2		0		20	
建設汚泥	7	0			0		0	0							
紙くず	က	0			0		0	0	0	n		0		e	2
ት⟨∳	123	0	0		0		0	0		12	12				16
廃石膏ボード			0 0		0	0	0	0	0			0			-
建設混合廃棄物(混合(管理	18		0 0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	18	12
世		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		
福	3.426	0	0	0	0	0	0	0	0	3.426	3.317	0	0	109	332

産業廃棄物処理計画書(令和6年度目標)(別添2)

		#	1	9	承	施	民								
産業廃棄物の種類①排出量	7排出量	(2)自ら直接	③自己直接埋立	(4)目ら中間処理	(5) (4) (a) (b) (c)	自ら中間処理	の自ら中間処理	(8)自ら中間処理	(の自ら中間処理 した後自ら埋立処	⑩直接及び自ら	(M) = (1)-(2)-(3)-(0-3-0-0+0-0-0	9+9+9+9		
		再生利用した量	処分又は海洋投	した量	熱回収を行った量	熱回収を行った量 した後の残さ量	により減壺した豊	した後再生利用	大学が新なった。	中間処理した後の	泰託先に	- よる医分			①優良認定処理業者
谷祭	€		(も) 入処分した量(も)	9	(4)	(+)	(+)	した脚 (+)	がカンに事	処理委託量 (t)	①再生利用業者への 処理委託量(t)	(意数回収認定業者 への処理委託量(t)	(1)熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(+)	⑥その他の処理業者 への処理委託量(t)	への処理委託量(t)
コンクリートがら	089	0	0	0		0	0	0	0	089	089		0	0 0	91
アスコンがら	1.552	0	0	0		0	0	0	0	1,552	1,552		0	0	06
その他がれき類	864	0	0	0		0 0	0	0	0	864			0	0 0	2
カラスくず・陶磁器 くず		0	0	0		0	0	0	0		0		0	0	0
廃プラスチック類	56						0	0	0	56	0		0	0 56	4
金属くず	2	0	0	0		0	0	0	0	2	2		0	0	හ
混合(安定型)	19						0	Q		_				_	****
建設汚泥	7						0	0							2
紙くず	m	0	0	0		0	0	0	0	3	0		0	0	0
<	119	0	0	0		0 0	0	0	0 0	119	119		0	0 0	_
廃石膏ボード			0	0		0 0	0	0	0		0		0	0	0
建設混合廃棄物(混合(管理型))	17	0	0	0		0 0	0	0	0 0	17	0		0	0 17	46
共産		0	0	0		0 0	0	0	0 0		0		0	0	0
华	3,323	0	0	0		0 0	0	0	0	3,323	3,217		0	106	281